

# 登録博物館の登録対象・登録要件及び指定施設の指定対象・指定要件

## I 登録博物館

### 1 登録対象

次に掲げる者が設置し、石川県内に所在する博物館

- ・地方公共団体
- ・地方独立行政法人
- ・上記以外の法人（国及び独立行政法人等を除く。）

### 2 登録要件

(1) 当該申請に係る博物館が石川県内に所在すること。

(2) 当該申請に係る博物館の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人

イ 次の要件を全て満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）

（ア）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（イ）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（ウ）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の設置者が、その設置する博物館について第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 博物館資料の収集、保管（育成を含む。以下同じ。）及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ I 2 (4)アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ I 2 (4)イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第1項第12号に掲げる学術又は文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(5) 学芸員その他の職員の配置が、博物館の事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア I 2 (4)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ I 2 (4)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(6) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(7) 1年を通じて150日以上開館すること。

## II 指定施設

### 1 指定対象

石川県内に所在する施設（国及び独立行政法人が設置する施設を除く。）

### 2 指定要件

(1) 当該申請に係る施設が石川県内に所在すること。

(2) 当該申請に係る施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する指定施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(3) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。

イ II 2 (3)アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方

針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ II 2 (3) イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術又は文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(4) 職員の配置が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア II 2 (3) アの基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員に相当する職員が置かれていること。

ウ II 2 (3) アの基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(5) 施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(6) 1年を通じて100日以上開館すること。